

果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

<改正理由及び内容>

- 国の実施要綱・要領が改正されたことに伴い、関係条文を改める。
- ・農地中間管理機構が改植を実施する場合の補助単価の増額（園地条件が合致する場合、2万円/10アール追加）
 - ・新規就農者が新植を実施する場合の条件緩和
 - ・推進事業の事業メニュー追加（自然災害時の苗木生産、果樹産地の供給力調査、産地キャリアプラン策定）

新
<p>第1条～第34条（略）</p> <p>（整備事業）</p> <p>第35条 整備事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。）の支援の対象となる取組は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 廃園（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。</p> <p>ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、<u>跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。跡地については、果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等に努めるものとし、果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。</u></p> <p>イ 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。</p> <p>(4) 用水・かん水施設の整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。</p> <p>(5) 中央協会特認事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備</p> <p>イ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、廃園面積の範囲の中で行う果樹の植栽（以下「特認植栽」という。）</p> <p>ウ <u>被害を防ぐために必要な防霜設備、防風設備の整備</u></p> <p>エ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、産地において普及すべき品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で行う植栽（以下「新植」という。）</p> <p>（推進事業）</p> <p>第36条 推進事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。</p> <p>(1) 労働力調整システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のアの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。</p>

旧
<p>第1条～第34条（略）</p> <p>（整備事業）</p> <p>第35条 整備事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)の取組をいう。以下同じ。）の支援の対象となる取組は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 廃園（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。</p> <p>ア 廃園は、果樹の樹体を伐採し、抜根するか又は枯死させ、<u>跡地に果樹以外の樹木を植栽すること、被覆植物を植栽すること、牛等の家畜を放牧するための牧草地とすること、野菜等果樹以外の作物を植栽すること等、跡地を果樹の栽培に利用しないことにより行うものとする。</u>果樹の樹体を伐採後、土砂崩壊等による災害発生の恐れがある場合には裸地としないこと。</p> <p>イ 間伐を目的とした伐採は対象としないものとする。</p> <p>(4) 用水・かん水施設の整備（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のエの取組をいう。以下同じ。）は、果実の品質向上等を目的として用水・かん水施設を整備するものとする。</p> <p>(5) 中央協会特認事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(1)のオの規定により中央協会が特に必要と認める取組をいう。以下同じ。）は、生産性の向上が期待されるなど真に産地の構造改革に必要な次に掲げるものに限るものとする。</p> <p>ア 園内道の代替施設としての園地管理軌道施設の整備</p> <p>イ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、廃園面積の範囲の中で行う果樹の植栽（以下「特認植栽」という。）</p> <p>ウ <u>産地協議会が必要と認める防霜設備、防風設備の整備</u></p> <p>エ 優良品目・品種への転換の改植に相当する、産地において普及すべき品種の生産を振興するために果樹の植栽が行われていない土地等で行う植栽（以下「新植」という。）</p> <p>（推進事業）</p> <p>第36条 推進事業（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。）の支援対象となる取組は次のとおりとする。</p> <p>(1) 労働力調整システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のアの取組をいう。以下同じ。）は、臨時雇用のあっせんその他担い手の経営規模の拡大に必要な労働力の供給を行うシステムの構築、新規就農者等のための研修を行うものとする。</p>

新

- (2) 果実供給力維持対策・園地情報システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- ア 果実供給力維持対策は、産地の果実供給力を維持・強化するため、産地の情報を収集するとともに補完調査を実施し、その調査結果を分析・整理することにより、将来を見据えた基盤整備のあり方、機械化対応等の樹形の変更、優良品目・品種への切り替え、新技術の導入・普及、後継者の育成・確保の方策等を検討し、産地の果実供給力を維持・強化するための対策として取りまとめるものとする。
- イ 園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。
- ウ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。
- (3) 大苗育苗ほの設置（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。
- ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。
- イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。
- ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。
- (4)～(6) (略)
- (7) 「産地キャリアプラン」の策定・推進（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のキの取組をいう。以下同じ。）は、国が示す「果樹経営キャリアプラン」に即して、市町村等が産地の実情を踏まえた「産地経営キャリアプラン」の策定、同プランのホームページ等による情報発信、プラン達成に必要な新規就農者を対象とした研修園の設置等を行うものとする。

第37条～第48条 (略)

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第49条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了（農地中間管理機構が行う改植においては、伐採・抜根等を完了した場合を含む。）したときは、果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。
- (2)～(8) (略)

第50条～第58条 (略)

旧

- (2) 担い手支援・園地情報システムの構築（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のイの取組をいう。以下同じ。）は、次によるものとする。
- (新 規)
- ア 担い手支援・園地情報システムの構築は、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第4条に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携等による担い手への園地集積、ブランド化に必要な管理等のための園地情報システム、荒廃園地発生抑制のための体制の構築を行うものとする。
- イ 荒廃園地発生抑制のための体制の構築等に必要となる資機材の導入については、この目的を達成するために必要な最小限の規模とする。
- (3) 大苗育苗ほの設置（要領第2の1の(1)のイの表の支援の対象となる取組の欄の(2)のウの取組をいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。
- ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。
- イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するものとする。
- (新 規)

(4)～(6) (略)

(新 規)

第37条～第48条 (略)

(整備事業の実績報告及び補助金の交付)

第49条 整備事業の事業実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 整備事業支援対象者は、事業を完了したときは、果樹経営支援対策整備事業実績報告書（以下「整備事業報告書」という。）を作成し、生産出荷団体に提出するものとする。

(2)～(8) (略)

第50条～第58条 (略)

新

(推進事務費)

第59条 推進事務費(要領第2の1の(1)のウの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会のほか、実施細則で定めるものとする。

2 推進事務に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 協会の推進事務費

ア 本会は、推進事務に係る実施計画(以下、「推進計画」という。)を中央協会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 本会は、中央協会から承認の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書(以下、「推進事務費交付申請書」という。)を中央協会に提出するものとする。

ウ 本会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、中央協会に提出するものとする。

(2) (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第60条 本会は、第42条第1号の事業計画ごとに、政策の重要度に応じて中央協会が定める政策の重要度の指標に係るポイントについて審査するものとする。

2 産地協議会は、中央協会の実施細則に定める様式により、第1項に掲げるポイントに係るデータを作成し、第42条第4号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、第42条第5号の本会から知事及び中央協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3 中央協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構又は同機構から所有権又は貸借権を取得した担い手による取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的な配分があった場合には、このことを考慮して配分するものとする。

第61条～第64条 (略)

(支援対象となる取組)

第65条 要領第2の2の(1)のアの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への改植等に限る。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。ただし、果樹未収益期間を短縮することをもって生産性の向上が期待されると認められる技術を導入する改植等の取組は支援の対象としない。

第66条～第90条 (略)

(事業の内容等)

第91条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する取組

旧

(推進事務費)

第59条 推進事務費(要領第2の1の(1)のウの推進事務費をいう。以下同じ。)の使途の基準等については、中央協会が実施細則で定めるものとし、交付対象者は本会及び産地協議会とする。

2 推進事務に係る補助金の交付等に係る手続きは、次によるものとする。

(1) 協会の推進事務費

ア 本会は、推進事務に係る実施計画(以下、「推進計画」という。)を中央協会に提出し、その承認を受けるものとする。

イ 本会は、中央協会から承認の通知を受けたときは、推進事務費に係る補助金交付申請書(以下、「推進事務費交付申請書」という。)を中央協会に提出するものとする。

ウ 本会は、推進事務を完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、中央協会に提出するものとする。

(2) (略)

(本事業の効果的な実施による産地構造改革への配慮)

第60条 本会は、第42条第1号及び第43条第1号の事業計画ごとに、産地計画の実現に資するよう中央協会が定める産地の構造改革の状況等に係る指標に応じて付与すべきポイント(以下「産地構造改革ポイント」という。)等について審査するものとする。

2 産地協議会は、実施細則に定める様式により、第1項に掲げる指標に係るデータを作成し、第42条第4号において、本会に整備事業実施計画を提出する際に添付するものとする。

また、本会は、第42条第5号の本会から知事及び中央協会への協議の際に、当該データを整備事業実施計画に添付するものとする。

3 中央協会から、農地中間管理機構の活用を通じた産地の構造改革を推進する観点から農地中間管理機構が行う取組が含まれる産地協議会の事業計画に優先的な配分があった場合には、このことを踏まえて配分するものとする。

第61条～第64条 (略)

(支援対象となる取組)

第65条 要領第2の2の(1)のアの(ア)の「事業実施主体が定める果樹の改植の取組」として本会が定める改植の取組は、果樹経営支援対策事業による改植等(実施細則で定める果樹への改植等に限る。)であって、かつ同一の整備事業実施計画に記載された同一年度内に完了する改植等の面積の合計が支援対象者ごとにおおむね2アール以上であること。

第66条～第90条 (略)

(事業の内容等)

第91条 国産果実競争力強化事業は、

_____国産かんきつ果汁製造業の競争力強化を図るため、国際環境の変化を受け輸入オレンジ果汁と競合するかんきつ果汁を対象に、部門別経営分析及び需要調査の実施、過剰な搾汁設備の廃棄を実施するとともに、全ての国産果樹を対象に高品質果汁等製造設備の導入、新製品・新技術の開発促進等を推進する事業とする。

新

(2) 果実加工品等の全国段階での需要拡大の取組

2 前項の事業の実施者は、本会及び生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、本会に限る。

第92条～第101条 (略)

(財産処分等の手続)

第102条 事業実施者(果樹経営支援対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認植栽若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、果樹未収益期間支援事業の対象品目・品種から果樹未収益期間支援事業の対象とならない品目・品種等への植栽、当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第68条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する)書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3～6 (略)

第103条～第105条 (略)

附 則(平成29年6月14日付け)

1 この業務方法書の変更は、平成29年6月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 要領第9の1の規定に基づき、対象とされた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、平成29年度事業計画承認以前に着手したのものについては、平成29年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

旧

(新規)

2 前項の事業の実施者は、本会及び生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他生産局長が適当と認めた者とする。

第92条～第101条 (略)

(財産処分等の手続)

第102条 事業実施者(果樹経営支援対策事業にあつては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2 事業実施者は、果樹経営支援対策事業により改植(移動改植及び補植改植を含む。)、高接、特認植栽、新植又は果樹未収益期間支援事業を実施し補助金が交付された果樹園において、当該果樹園において実施された改植、高接、特認植栽若しくは新植に係る補助金の交付の翌年度から起算して8年を経過しない間に、当該事業実施計画において承認を受けた品目・品種以外の品目・品種(産地計画において今後振興すべき品目又は品種として明記されたものを除く)への植栽、若しくは当該果樹園の所有権若しくは貸借権等を移転しようとするとき(ただし、第68条の手続きにおいて当該果樹園の所有権若しくは貸借権等の移転がなされたことを証する)書面がすでに提出されている場合を除く。)又は耕作放棄を含め当該果樹の栽培の中止等をしようとするときは、実施細則に定める様式により本会に届け出るものとする。

3～6 (略)

第103条～第105条 (略)

新

別表1 (略)

別表2 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植	<p>(ア) 補助対象となる経費 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a 主要果樹への改植 定額 17万円/10アール</p> <p>b りんごのわい化栽培、なし、<u>かき及びすもものジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培(ただし、加工用に仕向けられたものに限る。)</u>への改植(aに関わらず) 定額 33万円/10アール</p> <p>c a、bのいずれの場合にも該当しない改植 定率 2分の1以内</p> <p>注：主要果樹とは、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわかき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。</p> <p>d <u>農地中間管理機構又は農地中間管理機構と同様な活動を行っている者と中央協会が認めた者が行う改植であって、一定の要件を満たす場合にあつては、次の額をa、bの額にそれぞれ加算する。</u> 定額 2万円/10アール</p> <p>f <u>支援対象者の農地中間管理機構が定額の補助率の改植を行う場合であつて、年度ごとに額の確定を行う場合には、次のとおりとする。</u> (a) <u>最初の年度においては、改植に要した補助対象経費の2分の1の額とa、bの額の該当する額(cの額を加算した場合は加算後の額)のいずれか低い額とする。</u> (b) <u>改植の完了した年度においては、a、bの額の該当する額(cの額を加算した場合は加算後の額)から上記(a)の額を差し引いた額とする。</u></p> <p>g <u>支援対象者の農地中間管理機構が定率の補助率の改植を行い年度ごとに額の確定を行う場合には、当該年度の改植に要した補助対象経費の2分の1以内とする。</u></p> <p>(ウ) (イ)のaに関わらず、当該改植にかかる費用、植栽密度等の観点から、中央協会が生産局長と協議して認める主要果樹への改植にあつては、(イ)のcに定める補助率を適用する。</p> <p>(エ) 同一品種の改植 中央協会業務方法書第27条の(1)のエの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であつて、かつ次のいずれかの場合とする。 ①～③ (略) ④ <u>自然災害による被害を受けた園地にあつては、すでに生産性の向上が期待される技術が導入している場合、又は、産地計画に記載されている優良品目・品種が植栽されている場合</u></p> <p>(オ)～(キ) (略)</p>

旧

別表1 (略)

別表2 (果樹経営支援対策事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 整備事業 (1) 優良品目・品種への転換 ア 改植	<p>(ア) 補助対象となる経費 伐採・抜根費、深耕・整地費、土壌改良用資材費、苗木代、植栽費等の経費</p> <p>(イ) 補助率</p> <p>a 主要果樹への改植 定額 17万円/10アール</p> <p>b りんごのわい化栽培、なし<u>及びかき</u>のジョイント栽培、ぶどうの垣根栽培への改植(aに関わらず) 定額 33万円/10アール</p> <p>c a、bのいずれの場合にも該当しない改植 定率 2分の1以内</p> <p>注：主要果樹とは、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわかき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びイチジクをいう。 <u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(ウ) (イ)のaに関わらず、当該改植にかかる費用、植栽密度等の観点から、中央協会が生産局長と協議して認める主要果樹への改植にあつては、(イ)のcに定める補助率を適用する。</p> <p>(エ) 同一品種の改植 中央協会業務方法書第27条の(1)のエの実施細則に定める場合とは改植が必要な場合であつて、かつ次のいずれかの場合とする。 ①～③ (略) ④ <u>自然災害による被害を受けた園地にあつては、すでに生産性の向上が期待される技術を導入している場合を含む。この場合限り、生産性向上が期待される技術には優良品目・品種への変換を含むものとする。</u></p> <p>(オ)～(キ) (略)</p>

新	
	<p>(ク) <u>改植単価の加算の要件</u></p> <p>(イ)のdの一定の要件を満たす場合と農地中間管理機構が産地協議会に参画し又は参画の予定であって、<u>果樹園地の集約化等の取り組みを行っており、かつ、次のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p>a <u>2号遊休農地又は管理不良園地であって、改植に伴い追加的な土壌土層の経費が嵩む場合</u></p> <p>b <u>中央協会が以下の場合に該当すると認めた園地</u></p> <p>(a) <u>改植に伴い軽微な園地の改変等が必要な園地であって、追加的な土壌土層改良等の経費が必要な場合</u></p> <p>(b) <u>産地協議会と農地中間管理機構との間で、同機構を活用して受け手の担い手が後継者のいない高齢者から園地を借り受ける取り決めが予めなされている園地であって、追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合</u>(ク)(ク)の柱がきの要件を満たし、かつ、(ク)のbの(b)を満たす場合であって、<u>農地中間管理機構が実施するより効率的である等合理的な理由があると、中央協会が認めた場合には、担い手が行う改植について、(イ)のdの規定を準用する。</u></p> <p>(コ) <u>(ク)及び(ケ)の場合における改植の実施面積は、担い手に園地を集積・集約化する場合には、概ね5アール以上、新規就農者に園地を集積・集約化する場合には概ね10アール以上とする。</u></p>
イ 高接	<p>(ア) 補助対象となる経費 整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
(2) 小規模基盤整備 ア 園内道の整備	<p>(ア) 補助対象となる経費 <u>舗装経費、資材費、掘削費、労働費等の経費</u></p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
イ～ウ (略)	
エ 排水路の整備	<p>(ア) 補助対象となる経費 排水<u>施設</u>費(明きよ、暗きよ、貯水槽、<u>ポンプ</u>等)等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
(3)～(4) (略)	
(5) 特認事業	<p>ア～ウの④ (略)</p> <p>⑤ <u>国産花粉の確保が緊急的に求められている品目(キウイフルーツ)における花粉採取用のオス樹又はなしの受粉樹(ただし、花粉採取専用に植栽されるなしに限る。)</u>の品種であること</p> <p>(イ) 過去5年以内に大規模基盤整備(受益面積が5ha以上の基盤整備(災害復旧等を除く。))が完了した土地であって、すでに果樹の樹体が抜根されている土地に新植する場合。</p> <p>(ウ) <u>市町村から「青年等就農計画」の承認を受けた「認定新規就農者」が新植を行う場合。</u></p>

旧	
	<p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p>
イ 高接	<p>(ア) 補助対象となる経費 整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
(2) 小規模基盤整備 ア 園内道の整備	<p>(ア) 補助対象となる経費 資材費、掘削費、労働費等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
イ～ウ (略)	
エ 排水路の整備	<p>(ア) 補助対象となる経費 排水<u>設備</u>費(明きよ、暗きよ、貯水槽、<u>排水施設(ポンプ等)</u>)等の経費</p> <p>(イ) 補助率 2分の1以内</p>
(3)～(4) (略)	
(5) 特認事業	<p>ア～ウの④ (略)</p> <p>⑤ <u>国産花粉の確保が緊急的に求められている品目(キウイフルーツ)における花粉採取用のオス樹の品種であること</u></p> <p>(イ) 過去5年以内に大規模基盤整備(受益面積が5ha以上の基盤整備(災害復旧等を除く。))が完了した土地であって、すでに果樹の樹体が抜根されている土地に新植する場合。</p> <p>(新 規)</p>

新	
2 推進事業	
(1) (略)	
(2) <u>果実供給力維持対策・園地情報システムの構築</u>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p><u>(ア) 果実供給力維持対策</u> <u>検討会開催、委員謝金・旅費、産地情報補完調査（アンケート・聞き取り調査）、産地情報分析のためのコンサルタント費、情報集約・整理のための機器のリース費、園地情報は握のための調査</u></p> <p><u>(イ) 園地情報システムの構築</u> 園地情報は握のための調査費、支援情報システムの構築のための園地情報入力費、GISデータ作成費、地図情報システム導入費、検討会出席旅費、情報端末機器導入費、後輩園地発生抑制のための栽培管理の講師招へい費、研修時の整枝費、防除費等の経費</p> <p>イ 補助率 <u>果実供給力維持対策 定額</u> <u>園地情報システムの構築 2分の1以内</u></p>
(3) 大苗育苗ほの設置	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p><u>(ア) 大苗育苗ほの設置</u> 苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借地料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費</p> <p><u>(イ) 穂木の配布用母樹の育成・維持強化、網室の整備費</u></p> <p><u>(ロ) 自然災害対応の苗木生産</u> <u>苗木精算ほの設置のためのほ場借地料、穂木・台木購入費等の経費</u></p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(4)～(6) (略)	
(7) <u>産地キャリアプランの推進</u>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 <u>「産地キャリアプラン」の策定検討会開催、委員謝金・旅費、</u> <u>「産地キャリアプラン」リーフレット作成費、「産地キャリアプラン」情報発信のためのホームページ作成費・新聞広告費、研修園地借料、研究用機器リース費等</u></p> <p>イ 補助率 <u>「産地キャリアプラン」の策定・情報発信 定額</u> <u>研修関係 2分の1以内</u></p>
3 推進事務費	<p>役務費に振込手数料（物品代金・謝金にかかるもの）追加 交付対象機関に<u>農地中間管理機構</u>追加</p>

旧	
2 推進事業	
(1) (略)	
(2) <u>果実供給力維持対策・園地情報システムの構築</u>	<p>ア 補助対象となる事業及び経費 <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> 園地情報は握のための調査費、支援情報システムの構築のための園地情報入力費、GISデータ作成費、地図情報システム導入費、検討会出席旅費、情報端末機器導入費、後輩園地発生抑制のための栽培管理の講師招へい費、研修時の整枝費、防除費等の経費</p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(3) 大苗育苗ほの設置	<p>ア 補助対象となる事業及び経費</p> <p><u>(ア) 大苗育苗ほの設置</u> 苗木育苗ほ又は接木用穂木採ほ園の設置のためのほ場借料、接木用台木購入費、接木用穂木購入費、苗木購入費、母樹購入費等の経費</p> <p><u>(イ) 穂木の配布用母樹の育成・維持強化、網室の整備費</u> <u>(新規)</u></p> <p>イ 補助率 2分の1以内</p>
(4)～(6) (略)	
<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>
3 推進事務費	

新

別表3 (果樹未収益期間支援事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費及び補助率等
1 補助対象経費	要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第65条第1号の実施細則で定める果樹については、次のものを除く。果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹(ただし、 <u>パインアップルを除く</u>)、アボガド、アンズ、イチジク、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、プルーン、オリーブ、パパイヤ、マンゴー、やまぶどう、 <u>ライチ及び中央協会が本事業の対象となることを承認した果樹</u> とし、別表2の1の(5)のウの(ア)の⑤の品種を除く。 補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、本会が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て中央協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	中央協会業務方法書第61条の実施細則に定める助成単価は5.5万円/10アールとする

別表4～別表6 (略)

別表7 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工原料安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 加工原料安定供給連携体制構築事業	(1) (略) (2) 補助率 定額 <u>ア</u> (1)のアの経費については、一事業実施者あたり800万円を上限とする。 <u>イ</u> (1)のイの経費については、長期取引契約に基づき確保又は出荷される加工原料用果実について、品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく加工原料用果実の区分を含む当該階級別取引価格を導入した場合に、加工原料用果実の区分の取引数量(kg)に、事業実施主体が実施計画に基づく取組により掛増しに要した経費(円/kg)を乗じた額とする。ただし、上記の補助対象となる取引数量の上限は、果汁原料用を除き1,000トンとし補助(交付)単価の上限は30円/kgとするものとする。 <u>ウ</u> (1)のウの経費については、長期取引契約に基づき加工原料用果実を生産する <u>ことに要した経費を対象とする。</u>

別表8 (略)

旧

別表3 (果樹未収益期間支援事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 補助対象経費	要領第2の2の(1)のイの果樹未収益期間において、果樹の育成に要する経費
2 補助対象果樹等	業務方法書第65条第1号の実施細則で定める果樹については、次のものを除く。果樹農業振興特別措置法施行令(昭和36年政令第145号)第2条に定める果樹、 <u>中央協会が本事業の対象となることを承認した果樹</u> 、アボガド、アンズ、イチジク、ギンナン、クルミ、サンショウ、ネクタリン、プルーン、オリーブ、パパイヤ、マンゴー、やまぶどう <u>及びライチ</u> とし、別表2の1の(5)のウの(ア)の⑤の品種を除く。 補助対象に加えたい果樹がある場合には、支援対象者の申告を行う前に、本会が生産出荷団体からの申請に基づき、当該都道府県庁との協議を経て中央協会に申請することとし、妥当と認められるものについて対象とすることができるものとする。なお、申請に当たっては、当該果樹の改植後の経営収支等の推移に係る資料を付して行うものとする。
3 助成単価等	中央協会業務方法書第61条の実施細則に定める助成単価は5.5万円/10アールとする

別表4～別表6 (略)

別表7 (果実加工需要対応産地強化事業のうち加工原料安定供給連携体制構築事業関係)

事業の種類	補助対象となる経費、補助率等
1 加工原料安定供給連携体制構築事業	(1) (略) (2) 補助率 定額 <u>なお</u> 、(1)のアの経費については、一事業実施者あたり800万円を上限とする。 (1)のイの経費については、長期取引契約に基づき確保又は出荷される加工原料用果実について、品種、糖度等の品質若しくは大きさ等に基づく加工原料用果実の区分を含む当該階級別取引価格を導入した場合に、加工原料用果実の区分の取引数量(kg)に、事業実施主体が実施計画に基づく取組により掛増しに要した経費(円/kg)を乗じた額とする。ただし、上記の補助対象となる取引数量の上限は、果汁原料用を除き1,000トンとし補助(交付)単価の上限は30円/kgとするものとする。 (1)のウの経費については、長期取引契約に基づき加工原料用果実を生産する <u>園地10a当たり3万円を上限とする。なお、出荷する加工仕向け量(契約)が生食用と加工仕向け量(契約)合計した総出荷量の5割を下回る場合は、3万円に出荷した加工用仕向け量(契約)の割合を乗じた額又は実際に要した経費のいずれか小さい額とする。</u>

別表8 (略)